

**令和8年度
「みどりっこ育成活動補助金」交付対象事業
<募集要項>**

【みどりっこ育成活動補助金とは】

緑区内の青少年の健やかで豊かな成長を支援するために、地域の団体が行う様々な体験活動やイベントに対し、活動に必要な経費の一部を補助する制度です。

【補助対象となる事業について】

- (1) 事業の対象または活動者が青少年(6歳以上24歳未満)であり、青少年の健全育成に寄与するものであること。
- (2) 参加者の募集を広く緑区民に行うこと。
- (3) 参加者が主に緑区民であること。
- (4) 事業の実施会場が、野外活動を除き、緑区内で行われること。
- (5) 政治・宗教・営利・売名を目的としないこと。
- (6) 団体内の互助的な活動で完結しないこと。
※ 活動が団体の中に閉じこもってしまうもの(サークル活動のようなもの、専ら自分の子どもを対象にした育児サークルのようなもの)は、補助の対象になりませんので、ご注意ください。
- (7) この補助金のほかに行政機関及び公的団体から他の補助・助成等を受けていないこと。
- (8) 同一団体が同様の事業内容で申請できるのは3か年度までとする。
- (9) 事業が当該年度内(令和8年4月1日～令和9年3月31日)に行われること。

【申請可能な団体について】

- (1) 主に緑区民(緑区在住・在学・在勤)によって構成され、自主的に運営されていること。
- (2) 自治会や行政から委嘱を受けた団体ではないこと。
- (3) 団体への参加が緑区民に開かれていること。

【補助対象経費】

補助対象経費は次のとおりです。対象外の経費へ補助金を充当することはできませんので、その場合には自己資金でまかなうようにしてください。

- (1) 講師などの会員以外の協力者への謝礼
- (2) 会場及び物品の利用料。ただし、事前会議等の会議室利用料は除く。
- (3) チラシやパンフレット、プログラムなどの印刷費
- (4) ハガキや切手などの通信運搬費。ただし、電話・メール・FAX料金は除く。

(5) 保険料

(6) 材料費及び消耗品費

- ※ お弁当やジュースなどの食糧費、打ち合わせや反省会などの諸経費、現地を下見する際の諸経費、参加賞などの記念品代は含まれません。
※ 材料費には工作用の資材、野外活動や調理体験などの食材を含みます。

【補助金額】

補助金額の上限は、次のとおりです。

1 講演会・研修会・映画会など

内容・規模	補助上限金額
参加者が20人未満の活動	10,000円
参加者が20人以上50人未満の活動	25,000円
参加者が50人以上100人未満の活動	50,000円
参加者が100人以上200人未満の活動	75,000円
参加者が200人以上の活動	100,000円

2 キャンプ・体験学習など

内容・規模	補助上限金額
参加者が50人未満の活動	30,000円
参加者が50人以上100人未満の活動	60,000円
参加者が100人以上の活動	100,000円

- ※ 補助金額は、上の表の範囲内で、かつ、申請する補助対象経費の1／2を上限とします。
・収入源が当該補助金のみとなる活動へは交付できませんので、自主財源の確保をお願いします。
- ※ 活動を2回以上継続して行う場合は、その延べ参加人数で補助金額を計算します。
- ※ 内容の異なる活動を実施する際は、ひとつの団体が複数の申請をすることができますが、
その合計金額が200,000円を超えることはできません。
- ※ 審査の結果により、補助金額を調整する場合もありますので、ご了承ください。

【手続きの流れ】

申請書類の提出(令和8年2月28日〆切)
↓
審査(令和8年3月)
↓
補助金交付決定通知(令和8年4~5月)
↓
補助金請求書の提出(令和8年4~5月)
↓
補助金の交付(令和8年5~6月)(※事業終了後に交付する場合もあります)
↓
事業の実施
↓
報告書類の提出(※補助事業が終了した日の翌日から起算して30日以内)

【申請方法】

次の申請書類を郵送、メールまたは地域振興課窓口まで直接お持ちください。

申請書類 申請書類の様式は、緑区役所地域振興課生涯学習支援係、緑区内各地区センター等で配布しています。また、緑区役所ホームページからもダウンロードできます。

(1) みどりっこ育成活動補助金交付申請書（第1号様式）

(2) みどりっこ育成活動事業計画書（第2号様式）

(3) みどりっこ育成活動事業予算書（第3号様式）

(4) 団体概要書（第4号様式）

(5) 法人の場合は、役員名簿（第5号様式）

※ 法人登記をしている団体の場合のみ提出が必要です。

(6) 直近年度の団体の活動実績及び決算内容のわかる書類

※ 申請時点で前年度の実績が確定していない場合は、前々年度のものを添付してください。

(7) 団体規約、会則その他これらに類する書類

申請期間 令和8年2月1日(日)~2月28日(土)必着

提出先 〒226-0013 横浜市緑区寺山町118番地

緑区役所地域振興課生涯学習支援係 みどりっこ育成活動補助金担当

メール:md-gakushu@city.yokohama.lg.jp

※メールで提出の場合は、メール送信後に必ずお電話をお願いします。

なお、休庁日(土曜日、日曜日、祝日)にメールでご提出いただいた場合は、

翌営業日以降にお電話でご連絡ください。

【問合せ先】

緑区役所地域振興課生涯学習支援係 みどりっこ育成活動補助金担当

TEL:045-930-2235/FAX:045-930-2242

※ 本事業の実施は、横浜市会における令和8年度予算の議決をもって確定します。